

袋井市立周南中学校いじめ防止基本方針

－はじめに－

この袋井市立周南中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや端末機器等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。いじめの表れとして以下のようなものが考えられる。

- ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ウ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品をたかられる
- オ 私物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- キ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（2）いじめへの対応についての基本的な考え方

学校は、「いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるもの」という認識をもち、教育活動全体を通じて「いじめは絶対に許される行為ではない」ことの理解を促す。

- ア いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気作りに努める。
- イ いじめの未然防止のために、子ども一人ひとりの自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。
- ウ いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめの発見に努める。
- エ いじめの早期対応のために、学校・家庭・地域・専門家等と連携して速やかに対応する。
- オ いじめに係る行為が止んでいる状態と判断した時点から3か月後に、被害者本人及び保護者との面談等により、心身の苦痛を感じていないことを確認する。

2 いじめの未然防止の取組

すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくという観点から、以下のような取組を実施することで未然防止に努める。

(1) 魅力ある授業づくりの推進

- ・子どもたち同士のゆたかなかわりを通して、自己有用感を育むための授業改善

(2) 人権教育、道徳教育の推進

- ・ いじめ事象を反映した資料の活用による道徳授業の充実
- ・ 人権週間における人権学習において、いじめ問題を取り上げ、日常の学校生活への振り返りの実施

(3) 生徒会活動の充実

- ・ 本部や専門委員会を活用した集団または個人の称揚活動（生徒集会、ステージ集会など）

(4) 社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動の充実

- ・ 体験活動の充実（地域学習活動、職場体験活動、各種ボランティア活動等）
- ・ 体育大会、合唱コンクール等の行事での集団づくり

(5) 計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施

- ・ 県版「人間関係づくりプログラム」を活用したソーシャルスキルトレーニングの実施

(6) 保護者への啓発、関係機関との連携

- ・ 通信機器を利用したいじめなどのトラブルに対応するために、教師、生徒を対象とした情報モラル講座の実施
- ・ 懇談会での保護者への資料を使った啓発活動

3 いじめの早期発見の取組

(1) 生活アンケート（いじめ調査）の実施（5月、9月、1月）

(2) いじめ相談体制の充実

- ア 教師から生徒への積極的な声掛け
- イ 生活記録「あゆみ」からの状況把握
- ウ 教育相談の実施（各学期1回）

(3) 人間関係づくりプログラムの実施

(4) Q－U検査の実施

(5) ネットパトロールの実施

4 いじめの早期対応・再発防止の取組

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒をいじめから守るとともに、ケア等の必要な支援を行う。また、加害生徒に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを展開する。

ア 正確な情報の把握と職員間の共通理解

イ 指導方針の決定と教職員の役割分担

ウ スズキ校務の「日々の様子」や生活アンケート等の記録とその活用

エ 事象の内容等について設置者への報告

オ 被害・加害生徒及び、周囲の生徒それぞれへの継続的な指導と支援

カ 転学する場合、その支援と転学先と連携したケアの継続

5 いじめ防止等のための校内組織

(1) 未然防止、早期対応

ア 生徒理解研修会

(ア) 目的

年度当初、指導配慮を要する生徒の特徴や実態、これまでの指導経過についての情報交換をし、今後の指導方針を話し合い、全職員で共通理解を図る。

(イ) 構成員

全職員

イ 総務会（週1回）・生徒指導委員会（年4回）・ケース会議（不定期）

(ア) 目的

各学年の心配な生徒に関する問題行動や、指導経過についての情報交換や対策を話し合う。

(イ) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特別支援コーディネーター、就学指導担当、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

(2) 重大事態対応

ア 周南中学校いじめ・不登校・児童虐待対策委員会

(ア) 目的

いじめの内容が生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合等、重大事態と学校長が判断したときに対応する。また、周南中学校いじめ防止基本方針の検証を行う。

(イ) 構成員

＜校内＞校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援学級主任、特別支援コーディネーター、生活指導部長、特別支援部長、必要と思われる教職員

＜外部＞スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(ウ) 活動内容

重大事態と学校長が判断した場合、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、いじめ問題の解消を行う。また、基本方針の見直しを行う。

(エ) 開催時期

いじめ事案発生等の緊急時に開催する。また、学年での会議や職員会議等では、必要に応じて情報を開示する。

6 重大事態への対応

法の第22条により、当該事案を重大事態と判断した場合は、速やかに市教委や関係機関へ報告するとともに、学校が調査主体となった場合は、次のとおり対応する。

ア 重大事態の調査組織を設置する。

イ 調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を学校の設置者に報告する。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

カ 心理や法律の専門家も教職員とともに、保護者対応にあたる場合がある。